

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 5月 1日 (金) 午後 1時 30分から 2時 20分

2. 開催場所 宇和島市役所 A棟会議室

3. 出席委員 (23名)

会 長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員 2番 氏原 邦弘 3番 大塚 武司  
4番 岡田 久史 5番 河野 行雄  
7番 清家 茂 8番 清家 多美雄  
9番 清家 行範 10番 高木 常樹  
12番 武川 豊茂  
13番 竹葉 邦政 14番 玉木 邦英  
15番 西田 正枝 16番 濱田 金治  
17番 平松 和男 18番 福岡 正彦  
19番 藤岡 功 20番 松本 高秋  
21番 山口 一光 22番 山口 義幸  
23番 山本 義広 24番 和田 恵子

4. 欠席委員 (1名)

農業委員 11番 高田 博明

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

15番 西田 正枝 16番 濱田 金治

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について

報告第3号 諸証明について

報告第4号 農地原形変更届出書について

報告第6号 農地法第4・5条許可(令和2年3・4月定例総会分)について

報告第7号 宇和島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
(令和2年3月14日～令和2年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名であります。定足数に達しておりますので、令和2年5月総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。先に皆様にお断りを申し上げなければなりません。本当は最適化推進委員を交えて宇和島の農地問題、農業問題等の議論、協議をしなければならないのですが、皆さんもご承知のとおりこのような情勢下であります。できるだけ3密を避ける形を取ってくれという行政の要望もありますので、5月の定例総会は農業委員だけでやらせていただくようになりました。地元の最適化推進委員さんには真に失礼とは思いますが、若干心配ではありますが、6月もこういう形になるのではないかと思いますので頭の中に入れておいていただけたらと思います。

この状況下が安定、終息それからワクチン等が常に整備されてくるまでは、世界規模の禍災でございますので、なかなか前に向いて進む事はないのではないかなと危惧しております。でもこういう事も自分の身の周りの事をじっくり見つめ直す機会と捉えてもらいまして、代行とも話すのですが、天気めぐりも良くて仕事はよく進んでいると、もう一度自分の経営とかを見直す機会になるんじゃないかなと、楽観的な考え方ではございますが、十分自分なりに作業をしながら楽しんで、体に無理の無いような生活を送っていただけたらと思います。

総会の進行におきましても何点か皆様にご了解を願えたらと思います。今回基盤法に関しましては、更新に関わる案件につきまして説明は省かさせていただきます。更新ですので双方

の問題はないだろうと思いますので、更新に関する案件につきまして、委員さんの説明は省かしていただきます。新規に関しましてはやはり皆さんに考えていただきたいと思いますので、担当委員に説明はしていただきます。

以上、スムーズになるべく停滞しないような形でやっていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたらと思います。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

高田委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に西田委員、濱田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

《今西次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第5号までの報告がありました。  
何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。  
よろしくお願ひします。

《福岡委員》

1 番、2 番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。新規就農でもありますし、経営規模拡大で何ら問題ないと思います。

2 番の□□□□さんと◇◇◇◇さんにつきましては、親戚関係で前々から耕作をされていたので所有権移転ではありますが、〇〇〇〇さんは後継者も居り真面目に農業をやっておられますので何ら問題ないと思います。

《山口義幸委員》

3 番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。□□□□さんが2年前に〇〇〇〇を退職されまして、農業を始めました。経営移譲という事で何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

4 番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。□□□□さんは新規就農者でお父さんの土地を所有権移転で経営拡大をして耕作をする。熱心に行っているため別に問題ないと思います。

《河野委員》

5 番、6 番について説明いたします。

5 番につきまして、この方は◇◇◇◇県在住でございます。この度所有権を移転して周辺をキチンとしたいという事で、双方で話しがまとまりました。

6 番につきまして、〇〇〇〇さんは3件、4件目になると思うのですが農地を付託しております。この度△△△△さんと話がまとまりまして所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

7 番、8 番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは高齢のため経営を縮小しようと思っておりましたが、新規就農の△△△△さんが耕作する事になりました。□□□□さんは、◇◇◇◇さんの義父であり、話が進み土地を借りて耕作するようになりました。何ら問題ありません。

8 番について説明いたします。〇〇〇〇さんは経営拡大のため△△△△さんと話がまとまり、□□□□さんは未就農で耕作をされておられる◇◇◇◇さんの要望により所有権移転となりました。何ら問題ありません。

《和田委員》

9 番についてご説明します。〇〇〇〇さんは新規就農ですが、熱心に農業をされておられます。園地は△△△△さんの土地ですが問題はないと思います。

《大塚委員》

10 番、11 番の〇〇〇〇さんは昨年秋に〇〇〇〇からやってきて、現在は農業委

員の△△△△さんの□□□□で修行して、今回、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんの土地を借り受けることができました。新規就農です。

12番の〇〇〇〇さんは20数年来、△△△△さんから園地を借りていたのですが、今回、所有権移転という事です。□□□□さんは宇和青果の熱心な耕作者です。世話役も嫌がらずにやる好青年です。

13番、14番の〇〇〇〇君はまだ24歳なのですが、彼も2年程、委員であります△△△△さんの□□□□で研修をしております、この度◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんから園地を借り受けることができまして、新規就農です。

#### 《小林委員》

15番の案件についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは畑で野菜を作られていたのですが、高齢で畑も作れないという事で、隣で野菜を作っておりました△△△△さんがそれだったらという事で話がまとまったそうでございます。□□□□さんは熱心に野菜等を作られているそうなので何ら問題ありません。

#### 《清家行範委員》

16番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの隣が△△△△さんで、今回隣という事もありまして、稲を作るという事で考えられておられます。隣という事もありまして、効率化も考えられておられますので何ら問題ないと思います。

#### 《平松委員》

17番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは現在、◇◇◇◇に移住されている関係で経営が難しく、遠距離という事で耕作ができないという事で、△△△△さんの丁度隣接地に□□□□さんの土地がある訳なのですが、その旨を◇◇◇◇さんに話した所、〇〇〇〇さんが耕作するという事で話しがまとまりました。△△△△さんにしてみれば住所が違いますが、別に距離的に問題ないと思います。

#### 《松本委員》

18番についてご説明します。〇〇〇〇さんは◇◇◇◇に住まわれておりまして、耕作ができないという事で、誰か管理をしてもらう人を探しておられました。△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりまして、所有権移転という事で何ら問題ないと思います。

#### 《高木委員》

失礼します。19番、20番、21番について説明いたします。

19番、〇〇〇〇さんは熱心に農業をやられております。△△△△さんと話しがまとまり所有権移転となりました。何ら問題ありません。

20番、21番ですがこれは〇〇〇〇さんと△△△△さん双方の話により交換という事で所有権移転となっております。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、大塚委員の退席を求めます。

.....

大塚委員退席

.....

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。大塚委員の入室を求めます。

.....

大塚委員着席

.....

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。よろしくをお願いします。

《竹葉委員》

失礼します。1番について説明いたします。小林会長始め事務局の皆さんと現地確認をいたしました。現地の方はカラー写真用紙の左の一番上の場所になります。ご覧のとおり駐車場として利用しております。本人さんは高齢で農業はできない状態でありまして、始末書の方も出されております。書士の〇〇〇〇さんの明確な境界確認もあり、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

1番について説明いたします。4月27日に会長始め申請者、事務局等で現地調査を行っております。本件の申請者の〇〇〇〇さんは現在、△△△△の実家に居住しており、申請地を取得して自己住宅を建設する事になり、土地を探していた所、土地所有者の□□□□さんと合意に至り所有権移転となりました。現地も問題ありません。

《清家茂委員》

2番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子です。自己住宅として申請を出しております。周りは見てのとおり田んぼの中ですが、道側で他の人とも関係も問題はないと思います。周辺の人とも話をして最終的にやっていきたいという風に言っておりますので別に問題ないかと思えます。

《山口一光委員》

3番について説明いたします。当該農地は不在地主でありまして、耕作放棄地となっている畑でございます。もう林野化されまして猪や猿、鹿等が出て近所の住民の方も困って

居たそうでございます。太陽光発電の会社と土地の持ち主と話がまとまって所有権移転の運びとなったそうです。27日に小林会長、代行を始め事務局等が現地調査をしたのですが、近隣住民の方も原野化し山林化するのが止まって喜んでいるようでございます。所有権移転については問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。  
これより審議をいたします。  
どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の利用集積計画（案）の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。尚、始めに言いましたように更新に関しましては、今回は省かさせていただきます。新規のみの委員さんの説明をお願いします。

《高木委員》

失礼します。1番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは使用貸借権設定ですが、□□□□さんは熱心に農業をやられております。

《平松委員》

2番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは仕事の関係で耕作するのが困難であり、



耕作する方を探していた所、△△△△さんが耕作をするという事になりました。□□□□さんは真面目に農業をやっておられる方で、何ら問題ありません。

《松本委員》

5番についてご説明いたします。この農地は○○○○さんの農地なのですが、以前作られていた方が体を壊されまして、急遽、△△△△さんが耕作をするという事になったようです。□□□□さんはJ Aを退職後、熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ありません。

《高木委員》

6番、7番、8番の案件について説明いたします。

6番の○○○○さんは体を壊されまして、△△△△さんに作ってもらうようになりました。

7番、8番の□□□□さん。この8番の◇◇◇◇さんの弟さんになられます。農業をされるのに○○○○の関係で、お兄さんが全部田んぼを相続されまして自分の土地がないという事で、お兄さんとの話がまとまり使用貸借権となりました。何ら問題ないと思います。

《福岡委員》

9番についてご説明いたします。○○○○さんは農業をやっておらず、以前田んぼを作っていた人が亡くなったため、今回、△△△△さんをお願いをするようになりました。□□□□さんは手広く農業をやられておられるので何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

失礼します。10番について説明いたします。この畑は○○○○さんが10年以上借りて作っている土地です。△△△△さんが亡くなって弟さんが◇◇◇◇に居りますので、正式に契約をしたいという事でこの様になりまして、別に問題ありません。

11番について説明いたします。□□□□さんも熱心に農業をされておられます。◇◇◇◇さんにも亡くなられて息子さんが○○○○に居る関係で土地を借りるようになりました。何ら問題ありません。

12番、13番ですが○○○○さんも熱心に農業をされておられます。△△△△さんはお爺さんと旦那さんが亡くなりお百姓をしておりません。

次の□□□□さんは高齢なので耕作できないという事で◇◇◇◇さんに全部頼んだそうです。別に問題ないと思います。

《河野委員》

14番について説明いたします。○○○○さんと△△△△さんは叔父と甥の間柄でございます。既に他の園地等も作っておられますが、この度お互いの話がまとまりまして貸借権設定の話となりました。別に問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

15番について説明します。〇〇〇〇さんが前から耕作をされておりまして、相続人の息子さんに代わったという事で正式に契約をしたいという事で別に問題ないと思います。

《山本義広委員》

18番から19番についてご説明をいたします。

〇〇〇〇さんは高齢で△△△△さんは介護で耕作ができないという事で、□□□□さんは息子さんも居りますし熱心に農業をされておりまして問題ありません。

《河野委員》

21番、22番、23番について説明をいたします。

21番は山本委員さんからも話がありましたように〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。□□□□さんは現在農業をされておられますけれども、体調が悪いという事で今回、◇◇◇◇さんと話がまとまりまして5年間で貸借権設定をされまして何ら問題ないと思います。

22番、23番につきましても〇〇〇〇さんは△△△△の方ですが、熱心に農業をされておられます。この度、□□□□さん、◇◇◇◇さんとの話合いがまとまりまして貸借権設定の運びとなりました。何ら問題ありません。

26番の〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。△△△△さんが亡くなられて□□□□さん名義の土地が◇◇◇◇にあるのですが、SPに入っておられましてここ数年間は若干荒れた状態であります。両方の話もまとまりまして、SPも稼働できるという事で〇〇〇〇さんが耕作するような形になりました。貸借期間は20年で何ら問題はないと思います。

27番について説明いたします。〇〇〇〇さんは松山からこちらの方に新規就農で来られた方です。この度△△△△委員さんと話がまとまりまして貸借権設定の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《玉木委員》

28番について説明します。〇〇〇〇さんは高齢で耕作ができないという事で、隣で耕作をしております△△△△さんに耕作をしてもらえないかという事で話がまとまり耕作するようになりました。□□□□さんは◇◇◇◇漁業の組合長ですが熱心に農業をしております問題ないと思います。

《岡田委員》

30番について説明をします。〇〇〇〇君は認定農業者であり真面目に耕作をしております。新規となってはおりますが、数年前から△△△△君が耕作をされておりまして何ら問題ないと思います。

31番、32番、33番について説明いたします。□□□□さんと◇◇◇◇さんは遠距離という事で、耕作してくれる人を探しておりました。

33番について〇〇〇〇さんは体調を壊して誰か作ってくれる人を探しておりました。

近くで耕作をしております△△△△さんが作るようになりまして話がまとまり今回の申請になりました。

《小林委員》

3 4 番の案件についてご説明をいたします。この農地は〇〇〇〇が△△△△で造成をしている続きの農地でございます。□□□□さんと話がまとまり賃貸借契約設定となりました別に問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

1 番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をやっておられます。息子さんも農業をしております。△△△△さんのこの畑は結構広く一町位あるのですが、□□□□さんは食べるミカンだけ欲しいという事で、一反、二反だけ作って後は◇◇◇◇さんに所有権移転しました。別に問題ないと思います。

《河野委員》

2 番について説明します。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされていたのですが、体調を壊しまして、今後農業ができないほど具合が悪いという事で、△△△△さんと話がまとまりまして、□□□□さんは熱心にお爺さんと一緒に農業をされておられます。今回所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

3 番について説明します。〇〇〇〇さんはお父さんが農業をしておられましたが亡くなられてから辞められました。△△△△さんは熱心に農業をされており何ら問題ないと思います。

4 番、□□□□さんも熱心に農業をされており問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、大塚委員、河野委員、竹葉委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 大塚委員、河野委員、竹葉委員退席 ・・・・・・・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積

計画（案）が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。  
大塚委員、河野委員、竹葉委員の入室を求めます。

・・・・・・・・ 大塚委員、河野委員、竹葉委員着席 ・・・・・・・・

続きまして議案第5号、宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する  
規程の一部を改正する訓令について、を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。  
これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

意見がないようですので採決をいたします。  
議案第5号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改  
正する訓令について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全員であります。  
よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。  
以上で令和2年5月定例総会の議案を終了いたします。